

教育訓練給付等関係資料 (参考資料)

教育訓練給付関係

教育訓練給付金の概要

- 労働者の主体的な能力開発を支援するため、雇用保険被保険者又は離職後原則1年以内の者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講・修了した場合にその費用の一部を支給。
- 講座の内容等に応じ、専門実践・特定一般・一般の3類型を設けている。

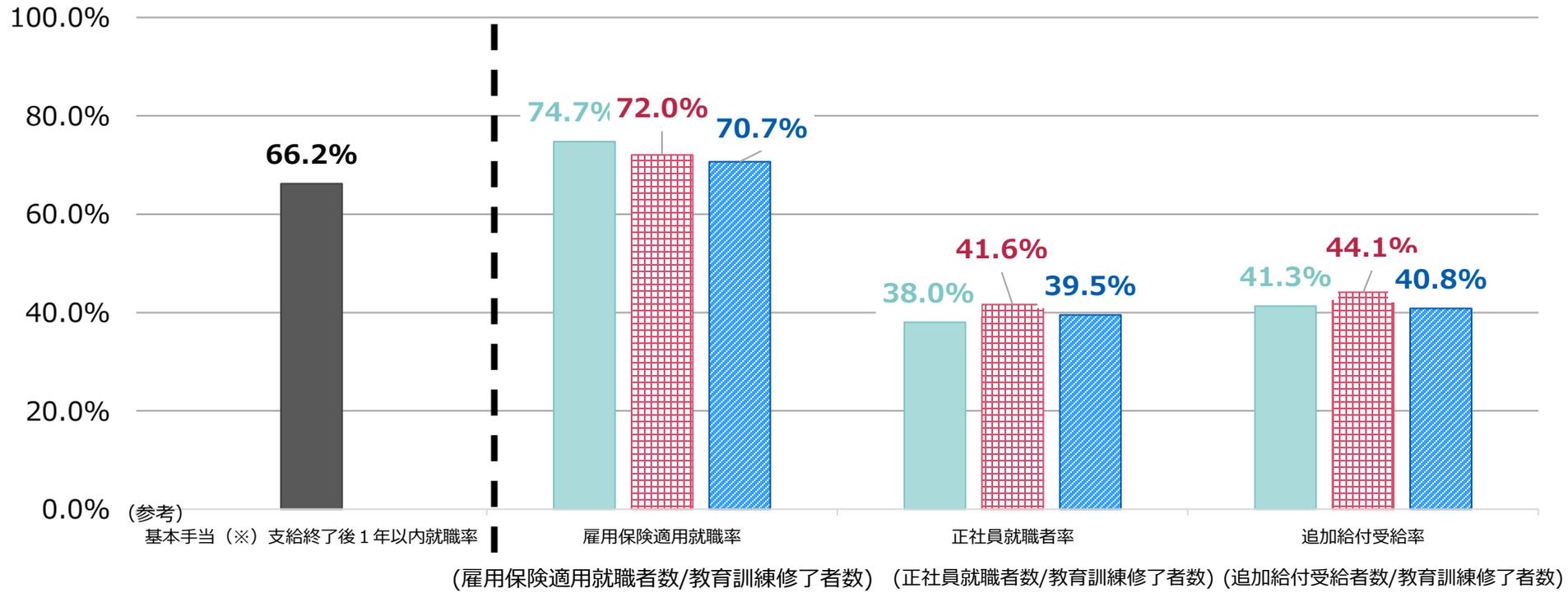
	専門実践教育訓練給付金	特定一般教育訓練給付金	一般教育訓練給付金
対象講座	<u>労働者の中長期的キャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練講座</u>	<u>労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練講座</u>	左記以外の <u>雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練講座</u>
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>受講費用の50%（上限年間40万円）</u>を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、<u>受講費用の20%（上限年間16万円）</u>を追加支給。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>受講費用の40%（上限20万円）</u>を受講修了後に支給。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>受講費用の20%（上限10万円）</u>を受講修了後に支給。
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在職中又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により延長した場合は最大20年以内）に受講を開始したこと + 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上） 	<ul style="list-style-type: none"> + 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上） 	<ul style="list-style-type: none"> + 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）
対象講座数	2,861講座	573講座	11,833講座
受給者数	35,906人（初回受給者数）	3,056人	78,226人
支給額	138.3億円	1.9億円	29.8億円
制度開始	2014年10月	2019年10月	1998年12月

（注）対象講座数は2023年10月時点、受給者数及び支給額は2022年度実績（速報値）。

【離職者】専門実践教育訓練給付金受給者の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率

○ 受講開始時に離職中で、平成30年度、令和元年度、令和2年度の各年度に教育訓練を修了した者の雇用保険適用就職率は7割程度、正社員就職率・追加給付受給率は4割程度となっている。

受講開始時離職中かつ平成30年度、令和元年度、令和2年度に教育訓練を修了した者の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率



■ 平成30年度 (N=1,995) ■ 令和元年度 (N=3,179) ■ 令和2年度 (N=3,921)

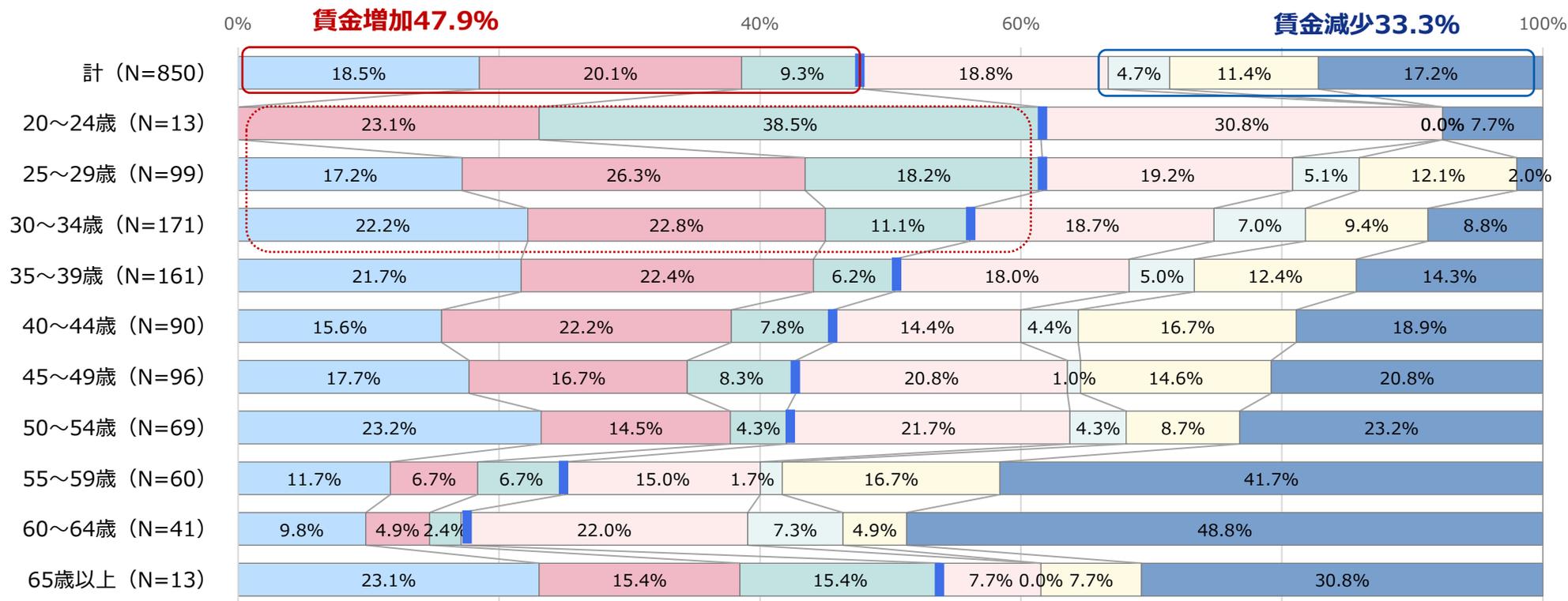
(※) 令和2年度に資格決定が行われたもの。

(注) 受講開始時に離職中であり、令和3年3月末までに訓練を修了した計9,095名について、令和4年3月末時点の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率を集計。Nは教育訓練修了者数。追加給付とは、訓練修了後、定められた資格等を取得し、修了日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合又は雇用されている場合に、教育訓練経費の20%が追加支給されるもの。

【離職者】専門実践教育訓練給付金受給者の訓練修了後の賃金の変化（受給者アンケート）

- 専門実践教育訓練受講者のうち受講開始時に就業しておらず受講後に再就職した者の賃金の変化を見ると、約5割（47.9%）が前職と比較して再就職後の賃金が増加しており、35歳未満では6割程度の賃金が増加している。
（参考）労働市場全体の転職入職者の賃金変動状況別割合・・・賃金上昇34.8%、賃金減少33.9%（令和4年雇用動向調査）

専門実践教育訓練受講後の賃金の変化（受講開始時に就業していなかった者のうち再就職した者）



■ 3割以上増加した ■ 1割以上3割未満増加した ■ 1割未満増加した ■ 変わらない ■ 1割未満減少した ■ 1割以上3割未満減少した ■ 3割以上減少した

※ 令和4年9月30日～11月22日に、平成29年10月から令和3年9月末時点までの専門実践教育訓練給付受給者78,811名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。7,320名が回答（回収率9.2%）。

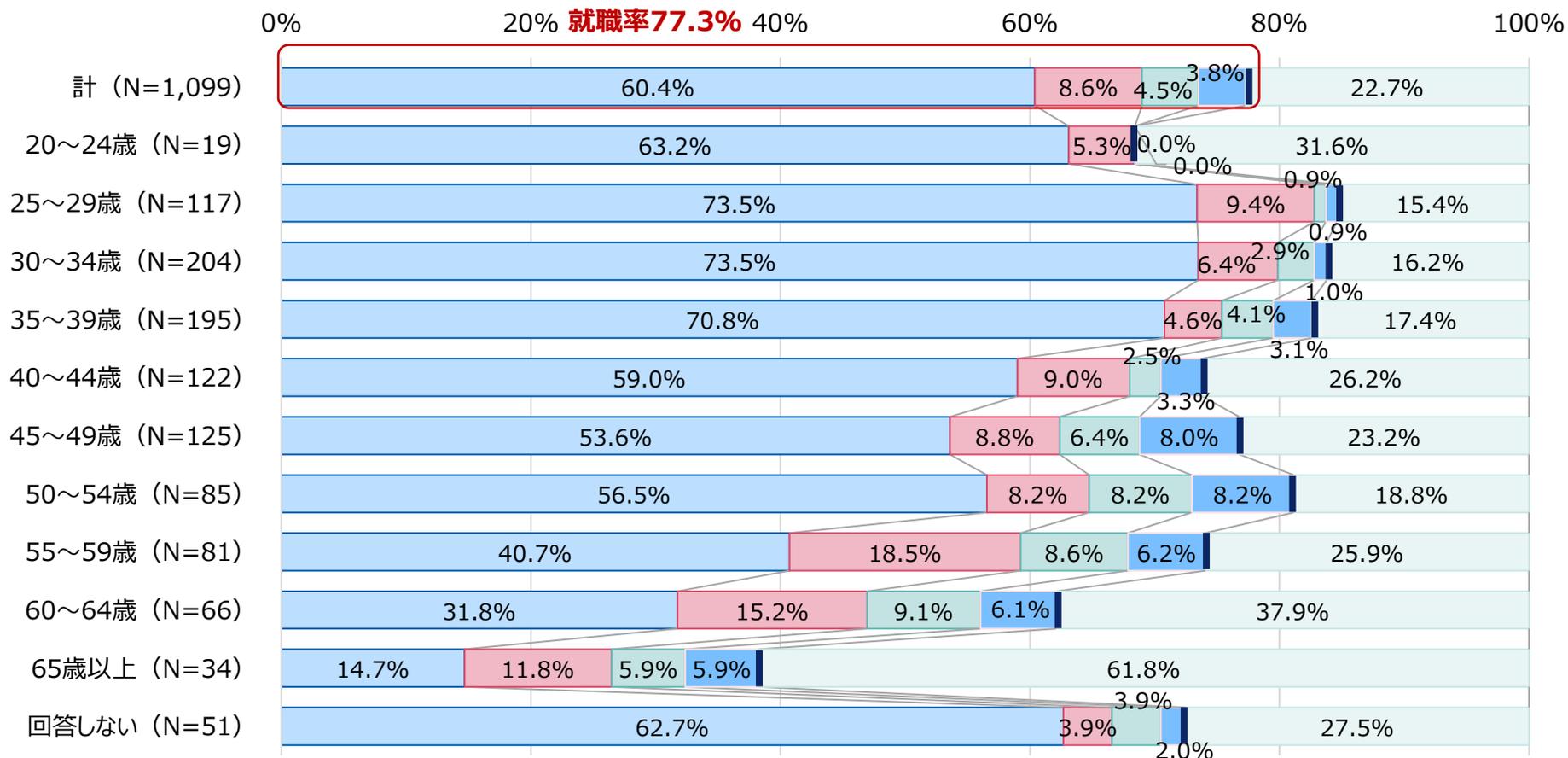
（注1）年齢計の850名には、年齢を回答しなかった者37名を含むため、各年齢の回答者数の合計とは一致しない。

（注2）賃金には資格手当等も含む。

【離職者】専門実践教育訓練金給付受給者の就職率・就職時期（受給者アンケート）

○ 専門実践教育訓練受講者の就職率は約8割となっており、年齢が上がるほど未就職の者が多くなっている。

就職率・就職の時期（受講開始時に就業していなかった者）



■ 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した ■ 受講修了後3～6か月以内に就職した ■ 受講修了後6～12か月以内に就職した ■ 受講修了後1年を超えてから就職した ■ 就職していない

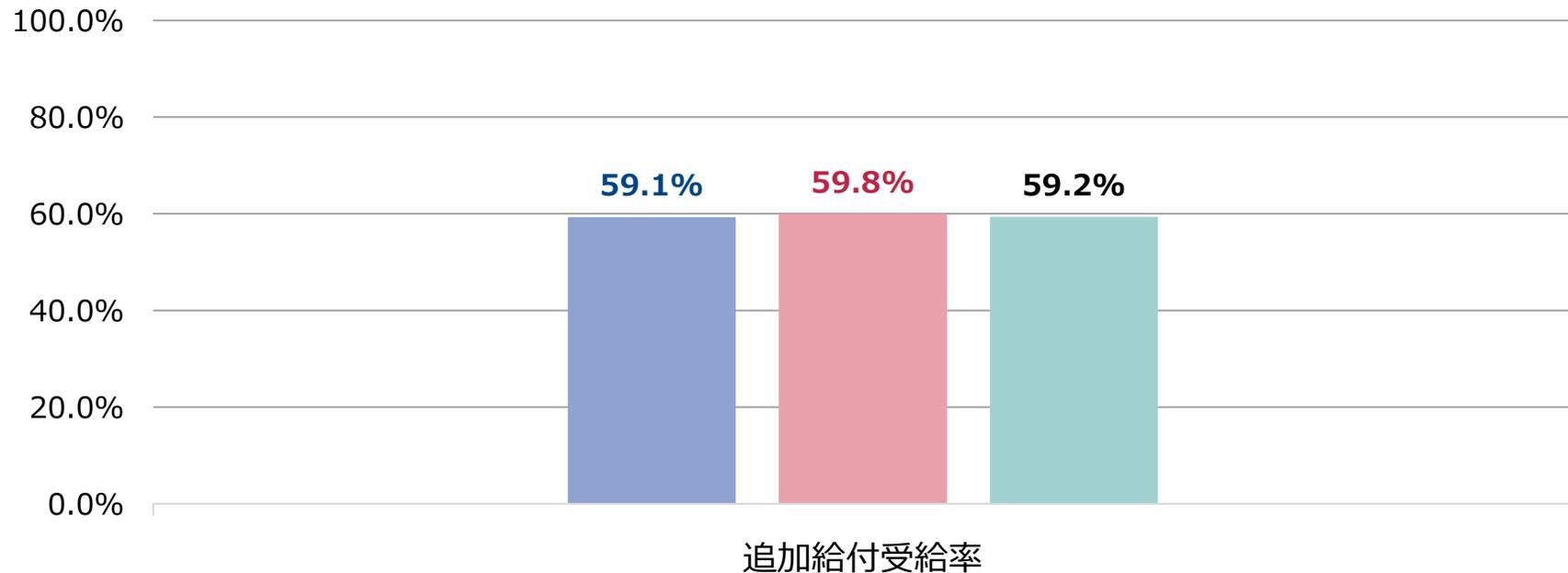
※ 令和4年9月30日～11月22日に、平成29年10月から令和3年9月末時点までの専門実践教育訓練金給付受給者78,811名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。7,320名が回答（回収率9.2%）。

（注）年齢計の回答者1,099名には、年齢を回答しなかった者51名を含むため、各年齢の回答者数の合計とは一致しない。

【在職者】専門実践教育訓練給付金受給者の追加給付受給率

- 在職中に専門実践教育訓練を受講開始した者のうち受講修了後に目標とする資格等を取得した者の割合（追加給付受給率）を見ると、受講開始年度にかかわらず、概ね60%となっている。

在職者の専門実践教育訓練給付の追加給付受給率



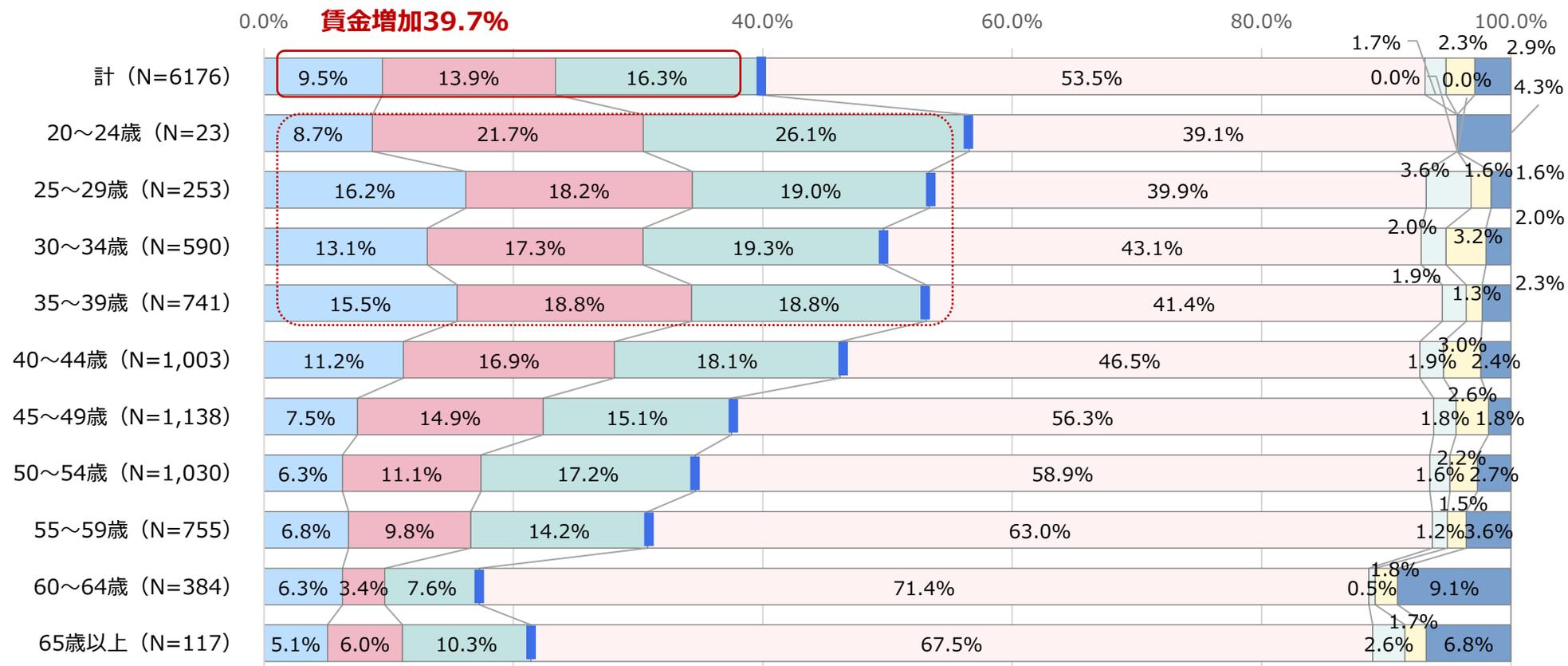
■ 平成30年度 (N=13,372) ■ 令和元年度 (N=20,332) ■ 令和2年度 (N=25,967)

(注) 受講開始時に在職中であり、平成30年度、令和元年度、令和2年度に訓練を開始した者について、訓練期間別に令和4年9月末時点の追加給付受給率を集計。追加給付とは、訓練修了後、定められた資格等を取得し、修了日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合又は雇用されている場合に、教育訓練経費の20%が追加支給されるもの。

【在職者】専門実践教育訓練給付金受給者の訓練修了後の賃金の変化（受給者アンケート）

○ 専門実践教育訓練受講者のうち受講開始時に就業していた者の約4割（39.7%）が受講後に賃金が増加しており、40歳未満では5割以上の賃金が増加している。

専門実践教育訓練受講後の賃金の変化（受講時に就業していた者）



■ 3割以上増加した ■ 1割以上3割未満増加した ■ 1割未満増加した ■ 変わらない ■ 1割未満減少した ■ 1割以上3割未満減少した ■ 3割以上減少した

※ 令和4年9月30日～11月22日に、平成29年10月から令和3年9月末時点までの専門実践教育訓練給付受給者78,811名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。7,320名が回答（回収率9.2%）。

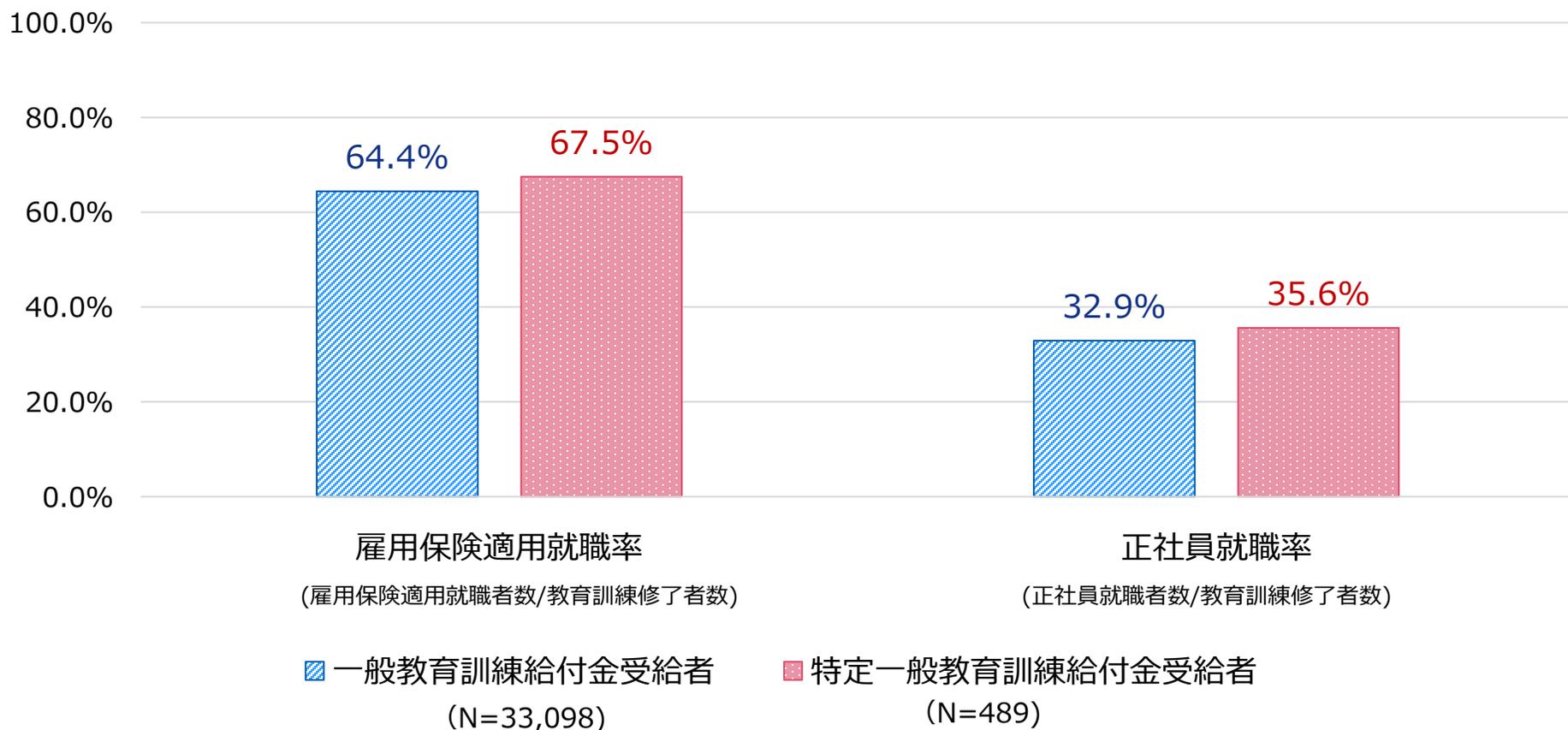
（注1）年齢計の6176名には、年齢を回答しなかった者142名を含むため、各年齢の回答者数の合計とは一致しない。

（注2）賃金には資格手当等も含む。

【離職者】一般・特定一般教育訓練給付金受給者の雇用保険適用就職率・正社員就職率

○ 受講開始時に離職中で、令和2年度に教育訓練を修了した者の雇用保険適用就職率は、一般は64.4%、特定一般は67.5%。正社員就職率は、一般は32.9%、特定一般は35.6%となっている。

受講開始時離職中かつ令和2年度に一般教育訓練・特定一般教育訓練を修了した者の
雇用保険適用就職率・正社員就職率

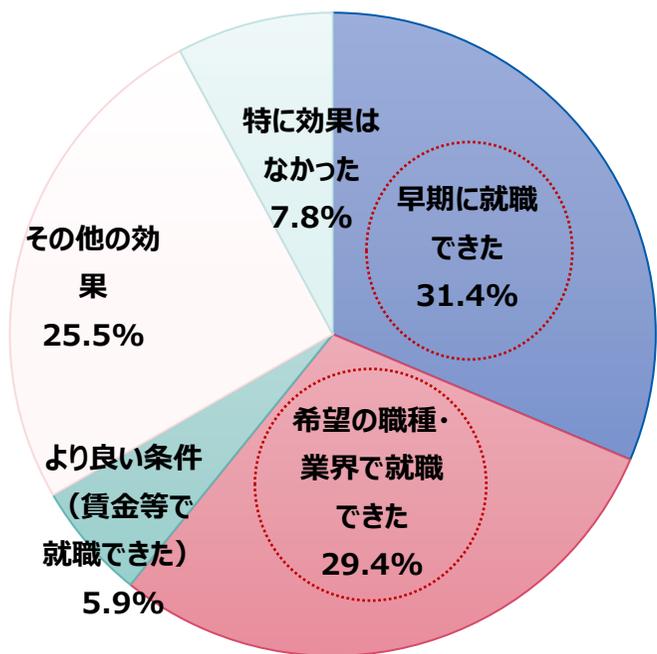


(注) 受講開始時に離職中であり、令和2年度に教育訓練を修了した者について、令和4年3月末時点の雇用保険適用就職率、正社員就職率を集計。Nは教育訓練修了者数。

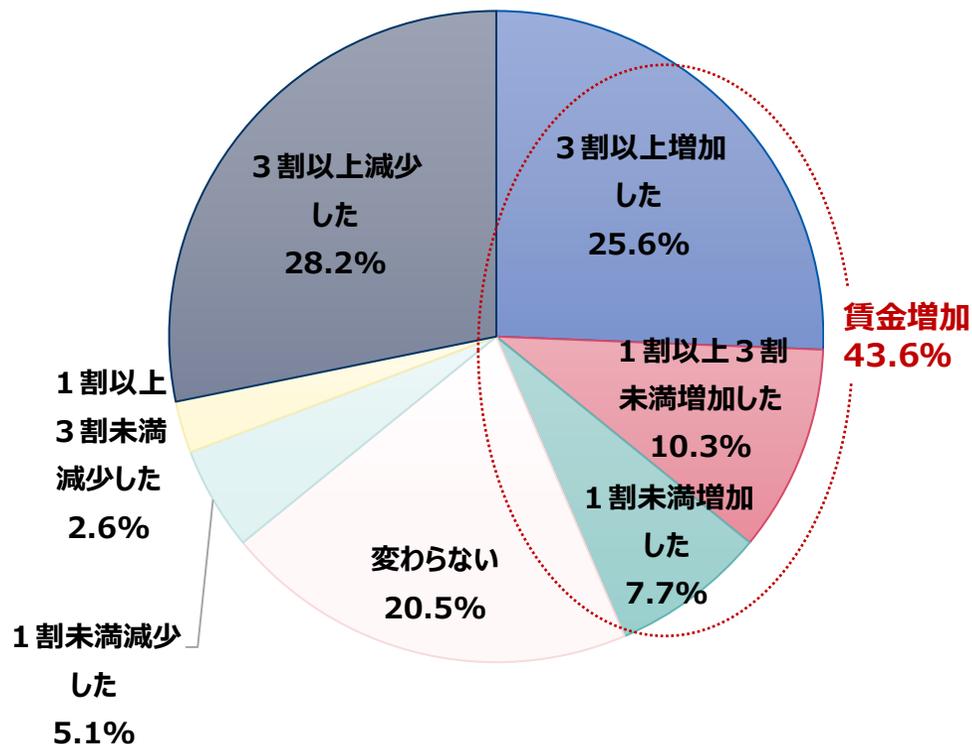
【離職者】特定一般教育訓練給付金受給者の講座受講の効果（受給者アンケート）

○ 特定一般教育訓練受講者のうち受講開始時に就業していなかった者に、講座の受講の効果を探ったところ、92.2%が何らかの効果を感じており、そのうち「早期に就職できた」が31.4%、「希望の職種・業界で就職できた」が29.4%となっている。また、訓練受講後の再就職により43.6%が賃金が増加したとしている。ただし、制度創設から間もないため、回答者数が少ないことに留意が必要。

受給者が感じている講座受講の効果（N=51）



訓練受講後の賃金の変化（受講開始時に就業していなかった者のうち再就職した者）（N=39）

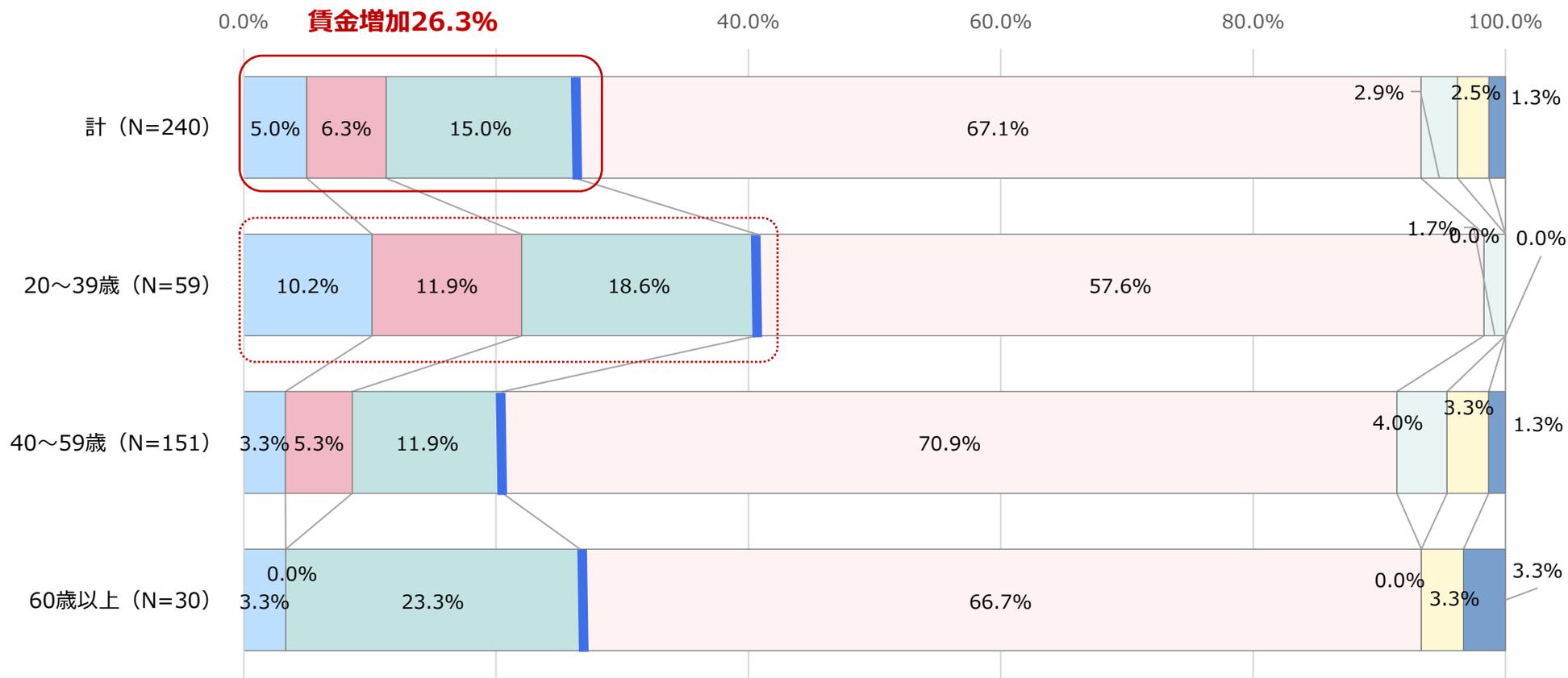


※ 令和4年9月30日～11月22日に、令和元年10月から令和3年9月末時点までの特定一般教育訓練給付受給者2,457名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。311名が回答（回収率12.6%）。
 （注）賃金には資格手当等も含む。

【在職者】特定一般教育訓練給付金受給者の訓練修了後の賃金の変化（受給者アンケート）

○ 特定一般教育訓練受講者のうち受講開始時に就業していた者の約3割（26.3%）が受講後に賃金が増加しており、40歳未満では4割以上で賃金が増加している。

特定一般教育訓練受講後の賃金の変化（受講時に就業していた者）



■ 3割以上増加した ■ 1割以上3割未満増加した ■ 1割未満増加した ■ 変わらない ■ 1割未満減少した ■ 1割以上3割未満減少した ■ 3割以上減少した

※ 令和4年9月30日～11月22日に、令和元年10月から令和3年9月末時点までの特定一般教育訓練給付金受給者2,457名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。311名が回答（回収率12.6%）。

（注）賃金には資格手当等も含む。

I T、データアナリティクス、プロジェクトマネジメント、技術研究、営業/マーケティング、経営・企画に関連する指定講座（主なもの）

分野	関連講座	講座例
IT、データアナリティクス	専門実践教育訓練 ② 専門学校での職業実践専門課程 （情報処理、情報） ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座	プログラミング システム開発 I o T / A I 人材育成講座 データサイエンティスト養成講座
プロジェクトマネジメント	専門実践教育訓練 ③ 専門職大学院（ビジネス・M O T） 一般教育訓練	マネジメント 経営管理 P M P 試験対策講座 (Project Management Professional)
技術研究	専門実践教育訓練 ④ 大学等の職業実践力育成プログラム （正規課程）（その他）	人工知能科学研究
営業/マーケティング、経営・企画	専門実践教育訓練 ② 専門職大学院（ビジネス・M O T）	マーケティング 経営管理

観光・物流分野に関連する指定講座（主なもの）

分野

関連講座

講座例

観光

専門実践教育訓練

② 専門学校での職業実践専門課程
（商業実務、文化、ビジネス、旅行）

観光サービス
トラベルビジネス

※ 旅行やホテル業界において、必要なサービスから経営までの幅広い専門知識を習得するもの。

その他観光に関連するもの

一般教育訓練

全国通訳案内士試験・英語
TOEICなど外国語講座
国内旅行業務取扱管理者試験等

物流
（バス、トラック、特殊車両に関する免許）

特定一般教育訓練

① 資格の取得を訓練目標とする課程

大型自動車第一種免許
中型自動車第一種免許
大型自動車第二種免許
準中型自動車第一種免許
大型特殊自動車免許
普通自動車第二種免許
けん引免許
フォークリフト運転技能講習

※ 一般教育訓練においても、輸送・機械運転関係講座を指定。

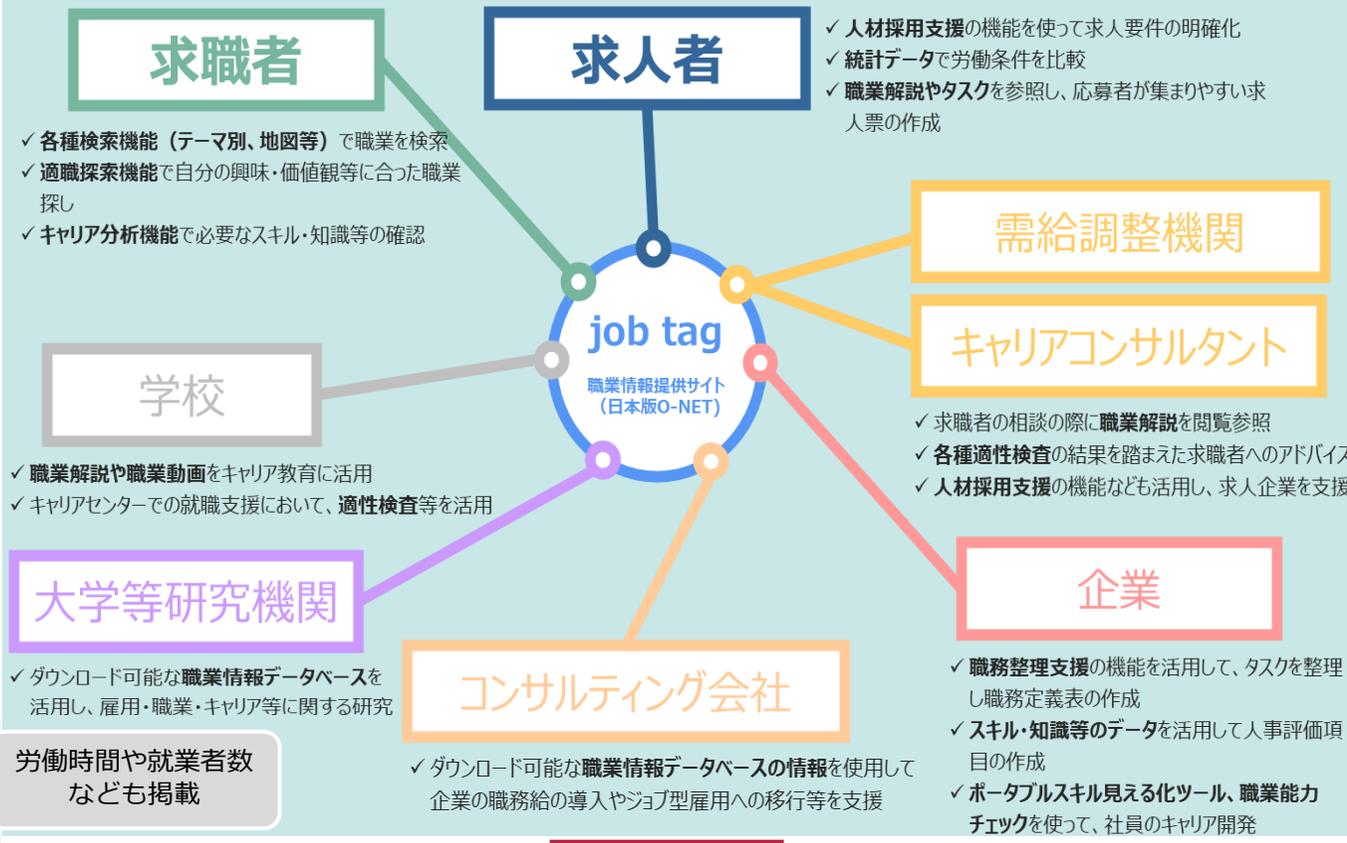
(参考) job tag (日本版O-NET) のフル活用で労働市場改革をめざす

- 職業情報提供サイト (job tag (日本版O-NET)) は、「ジョブ」(職業、仕事)、「タスク」(仕事の内容を細かく分解したもの、作業)、「スキル」(仕事をするのに必要な技術・技能)等の観点から職業情報を「見える化」し、求職者等の就職活動や企業の採用活動を支援するWebサイト。
- 利用者の立場や志向に合わせて、さまざまな方法で職業を検索でき、**約500の職業**について、**業務内容**、**求められるスキル・知識**、**賃金**、**求人倍率**などを確認することができる。



賃金 (年収)	年齢
全国 550.2 万円	全国 38.1 歳
都道府県を選択すると都道府県別の数値が表示されます。	
ハローワーク求人統計データ	
求人賃金 (月額)	有効求人倍率
全国 32.1 万円	全国 1.54
都道府県を選択すると都道府県別の数値が表示されます。	

job tagの職業情報や各種ツールは、求職者、求人者のほか、さまざまな機関等で活用されている。



企業内で必要となるタスクやスキルの整理及びこれに基づく人材の育成・評価、選考基準の作成等に活用でき、職務給の導入やジョブ型人事への移行を効果的に促進する労働市場インフラとして機能する。

教育訓練支援給付金関係

教育訓練支援給付金の概要

教育訓練支援給付金の概要

- 専門実践教育訓練（通信制・夜間制を除く。）を受講し、修了する見込みのある者で一定の要件を満たす者に対して、訓練期間中の受講支援として、**基本手当日額の80%**を訓練受講中に2か月ごとに支給。

（主な要件）

- ・ 一般被保険者でなくなった日から1年（一定の場合は最大4年）以内に受講開始日がある者であること。
- ・ 受講開始日において45歳未満であること。
- ・ 失業の認定を受けていること。
- ・ 基本手当が支給されていないこと。
- ・ 初めて専門実践教育訓練を開始した者であること。
- ・ 受講開始日が令和7年3月31日以前であること（令和6年度末までの暫定措置として実施。）。

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により延長した場合は最大20年以内）の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給するもの

給付の内容

- **受講費用の50%**（**上限年間40万円**）を6か月ごとに支給
 - 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、**受講費用の20%**（**上限年間16万円**）を追加支給
- ※ 10年間での支給限度額（原則168万円）が設定されている。

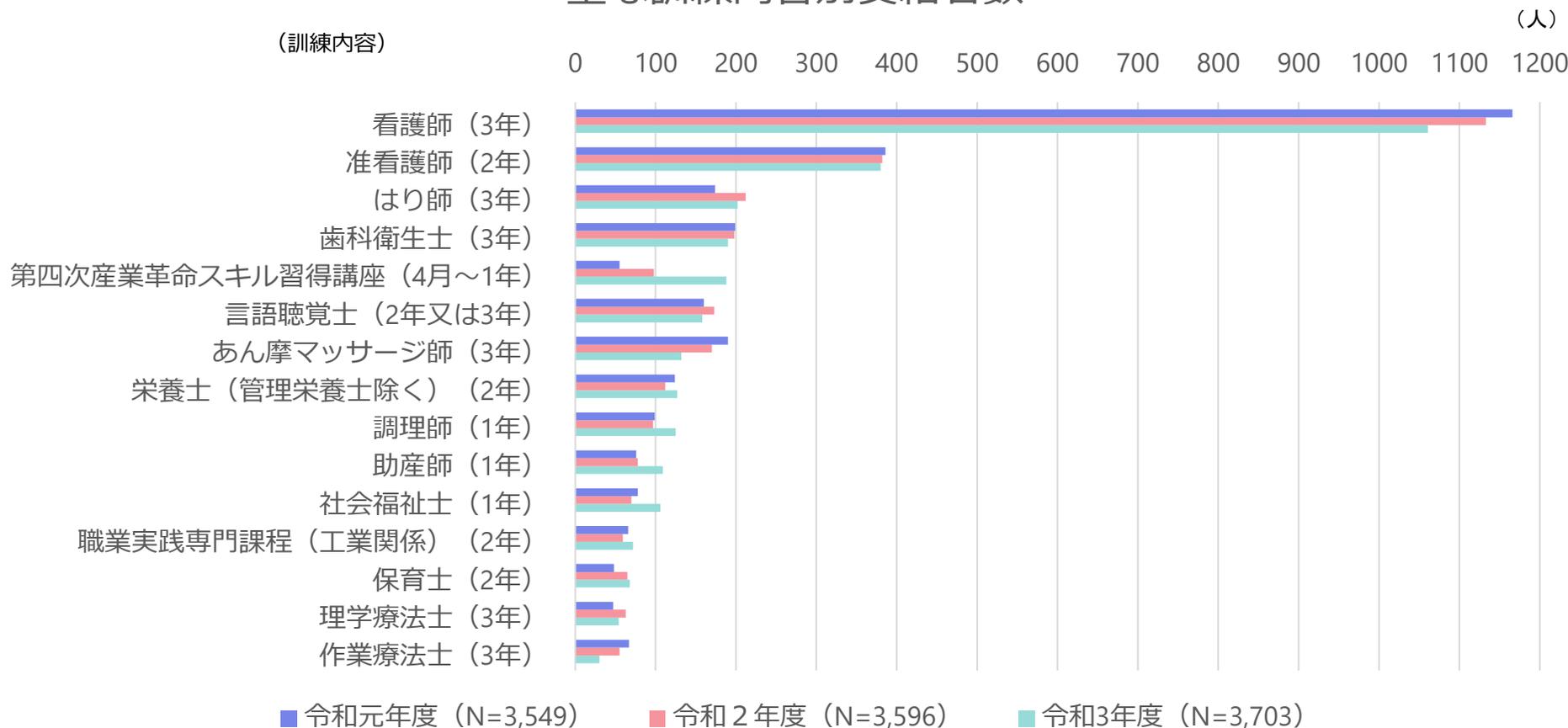
支給要件

- 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上）を有する者

教育訓練支援給付金受給者の主な受講内容

- 直近3か年度の教育訓練支援給付金受講者の受講内容を見ると、各年度とも、看護師・准看護師が資格取得を目標とする講座の受講者が最も多い。令和3年度では、次いで、はり師、歯科衛生士、第四次産業革命スキル習得講座と続いている。

主な訓練内容別受給者数

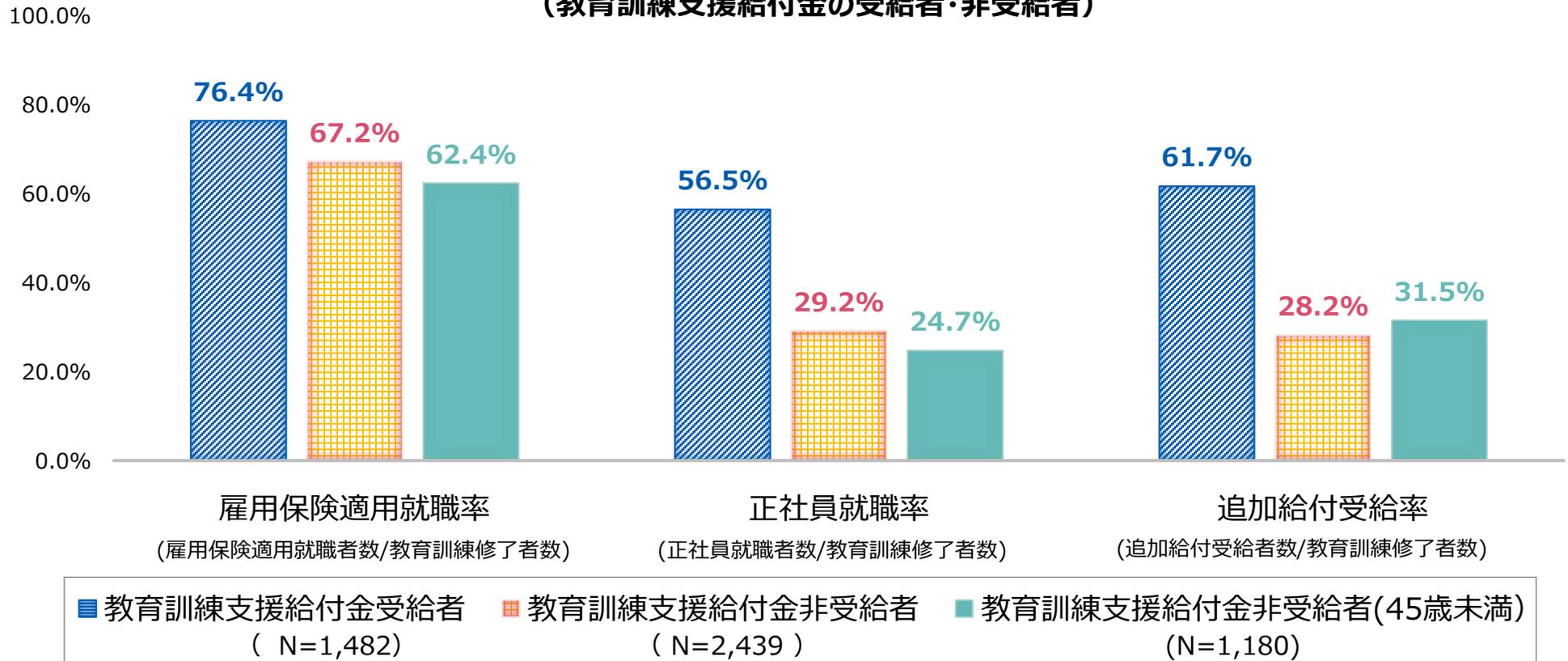


※ 専門実践教育訓練給付受給者のうち教育訓練支援給付金受給者の多い順から15コース（全体の約8割）について抽出している。それ以外のコースの受給者数は、令和元年度は614人、令和2年度は631人、令和3年度は701人。
 ※ このデータは、令和4年6月末時点における処理データから訓練開始日が属する年度を基準として各年度区分を整理し、特別集計したもの。各年度の総数は他の業務統計と一致しない。
 ※ 職業実践専門課程（工業関係）の主な訓練内容は、ゲームプログラム・CGアニメーション・Webプログラムなど。
 ※ 訓練内容の（）カッコ書きは、訓練期間。

教育訓練支援給付金受給者の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率

- 受講開始時離職中かつ令和2年度中に専門実践教育訓練を修了した者について、雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率を見ると、教育訓練支援給付金の受給者の方が非受給者に比べていずれも高くなっている。
- なお、教育訓練支援給付金の対象である45歳未満の者に限定して比較した場合も、支援給付金受給者の方が非受給者より就職率等は高くなっている。

受講開始時離職中かつ令和2年度中に専門実践教育訓練を修了した者の
雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率
(教育訓練支援給付金の受給者・非受給者)



(注) 受講開始時に離職中であり、令和2年度中に専門実践教育訓練を修了した計3,921名のうち、教育訓練支援給付金受給者と教育訓練支援給付金非受給者について、それぞれ令和4年3月末時点の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率を集計。Nは教育訓練修了者数。追加給付とは、訓練修了後、定められた資格等を取得し、修了日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合又は雇用されている場合に、教育訓練経費の20%が追加支給されるもの。

教育訓練給付の一人当たりの支給金額・期間

【平均受給額（円）】

	【参考】 基本手当（基本分）	教育訓練給付		
		教育訓練給付金 （一般・特定一般）	教育訓練給付金 （専門実践）	教育訓練支援給付金
29歳以下	417,383	51,130	532,227	2,664,489
30～44歳	506,896	40,530	442,723	3,085,026
45～59歳	644,228	31,703	250,380	—
60歳以上	622,907	24,531	190,213	—
計	553,827	38,907	386,706	2,865,817

【平均給付期間（月）】

	【参考】 基本手当（基本分）	教育訓練給付		
		教育訓練給付金 （一般・特定一般）	教育訓練給付金 （専門実践）	教育訓練支援給付金
29歳以下	3.49	—	14.95	23.21
30～44歳	4.02	—	13.70	25.82
45～59歳	4.79	—	10.12	—
60歳以上	4.99	—	8.79	—
計	4.34	—	12.57	24.46

※平均給付期間については、令和4年度の業務統計値を用いて以下のとおり算出。

基本手当(基本分): 受給者実人員(年度計) ÷ 初回受給者数、専門実践教育訓練: 受給者実人員(年度計) × 6か月(6か月おきに支給のため) ÷ 初回受給者数、教育訓練支援給付金: 受給者実人員(年度計) × 2か月(2か月おきに支給のため) ÷ 初回受給者数

訓練期間中の生活を支えるため
の新たな給付や融資制度の創設
関係

個人向け教育訓練支援について

未定稿

		求職者支援訓練 又は 公共職業訓練 (受講費は無料)	訓練期間中の 生活支援	自発的な教育訓練	訓練期間中の 生活支援
在職者	雇用保険 被保険者	△ (求職者の場合)	×	◎教育訓練給付 (受講費用の20～70% を給付) 自発的訓練への助成 (人材開発支援助成金) 労働者が自発的に受講した訓練 費用を負担する事業主に助成	×
	上記以外	○	○職業訓練受講手当 (10万円) ※ 求職者支援訓練等の受講 者で収入や資産が一定額 以下の者	×	×
求職者	雇用保険 受給者	○	◎基本手当 (離職前賃金の50～80%) * 公共職業訓練等の受講期 間は所定給付日数を超え て支給	◎教育訓練給付 (受講費用の20～70% を給付)	◎基本手当 (離職前賃金の50～80%)
	受給 終了後		○職業訓練受講手当 (10万円) ※ 求職者支援訓練等の受講 者で収入や資産が一定額 以下の者		○教育訓練支援給付金 ※ 初めての専門実践教育訓練 の受講で、45歳未満等の者
	上記以外※1			×	×

※1 フリーランス等で雇用者を目指す者を含む。

(注) 雇用保険を中心に厚生労働省所管分野の支援をまとめている。20

雇用保険制度における給付（基本手当・育児休業給付）

基本手当

（1）概要

一般被保険者が失業した場合において、失業状態にあることの認定を行った上で支給。

（2）支給要件

離職の日以前2年間に、被保険者期間*が12か月（倒産、解雇等による場合は1年間に6か月）以上あること。

（3）給付額

離職前賃金の50～80%相当額

所定給付日数は、離職理由、年齢等による。正当な理由がない自己都合離職の場合は90日～150日。

（4）給付を受けた場合の被保険者期間の扱い

基本手当を受給した場合、離職前の被保険者期間は、次に基本手当を受給する際の受給資格の決定や所定給付日数の算定に用いる期間から除かれる。

育児休業給付

（1）概要

1歳（一定の場合には最長で2歳）未満の子を養育するための育児休業を行う場合に支給。

（2）支給要件

休業の開始日前2年間に、被保険者期間*が12か月以上あること。

（3）給付額

休業開始前賃金の67%相当額（育児休業開始から180日まで）、50%相当額（181日以降）。

（4）給付を受けた場合の被保険者期間の扱い

育児休業給付を受給した場合でも、休業前の被保険者期間は、基本手当を受給する際の受給資格の決定や所定給付日数の算定に用いる期間に含まれる。（ただし、所定給付日数の算定の際、給付を受給する休業期間は除かれる。）

*賃金支払の基礎となった日数が11日以上又は賃金支払の基礎となった時間数が80時間以上ある月

既存の職業訓練等の受講や就職に対する融資制度

融資制度	対象者	融資額（上限額）	融資主体
求職者支援資金融資	職業訓練受講給付金受給者	単身者：5万円×訓練月数 配偶者等がいる者：10万円×訓練月数 ※一括融資	各地域の労働金庫
技能者育成資金融資	職業能力開発総合大学校又は公共職業能力開発施設の学卒者訓練の受講者 ※ 成績基準を満たし、父母等の所得が基準額以下	(1年当たり)36万円～69万円 ※一括融資 ※職業訓練の課程区分や自宅又は自宅外通校に応じる。入校料の上乗せ可。	各地域の労働金庫
就職促進資金融資	アイヌ地区住民 ※ 職業紹介により常用労働者として就職すること、就職に際し初期費用の資金貸付が必要な者、暴力団員でないこと等	世帯主：20万円 以外：15万円 ※常用労働者として1年間雇用された場合には返済免除	北海道労働金庫
教育訓練受講者支援資金融資 (平成30年度末に新規受付終了)	教育訓練支援給付金受給者	7万円×訓練月数 ※一括融資	各地域の労働金庫
訓練・生活支援資金融資 (平成23年9月開講分の訓練をもって新規受付を終了)	訓練・生活支援給付金受給者 ※ 緊急人材育成支援事業(平成23年9月開講分の訓練をもって終了)により、訓練の受講者に対して支給	被扶養者なし：5万円×訓練月数 被扶養者有：8万円×訓練月数 ※訓練修了6か月後までに、6か月以上の雇用が見込まれる就職をして雇用保険一般被保険者資格を取得した場合には、貸付額の50%に相当する額を返済免除	各地域の労働金庫

※ ハローワーク等で貸付要件の確認などの手続きを行った上で、各労働金庫へ融資申込を行う。